

なすかしメンバーズクラブ会員規約

(適用範囲)

第1条 本規約に定める条項は、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立那須甲子青少年自然の家（以下「自然の家」という。）が運営するなすかしメンバーズクラブ（以下「クラブ」という。）の会員に適用されるものとします。

(目的)

第2条 クラブは、個人もしくは家族を対象とし、自然の家が行う事業等を通じて、会員に自然の家を知っていただき、自然に広く親しみ、体験活動の魅力を感じていただくことを目的とします。

(入会)

第3条 クラブに入会を希望する方は、自然の家ホームページの申し込みフォームより氏名及び連絡先等（以下「氏名等」という。）必要事項を入力しクラブに入会を申し込むこととします。

2 入会を申し込んだ方が次のいずれかに該当する場合、クラブに入会することができないものとします。

(1) 入会申込時の記載事項に虚偽がある場合

(2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第4条（以下「利用規則第4条」という。）に定める行為を行ったことがある場合

(3) その他、会員としてふさわしくないと自然の家の所長（以下「所長」という。）が認めた場合

3 十八歳未満の方が入会を希望される場合は、申込時に保護者の氏名等も併せて記入するものとします。

4 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容を承諾したものとみなします。

(会員期間)

第4条 会員期間は、所長が入会を認めた日から当該日の属する年度の末日までとします。

(入会金、年会費)

第5条 会員の入会金及び年会費は無料とします。

(会員の特典)

第6条 会員は、第4条に定める会員期間中以下のクラブの特典を受けることができます。ただし、特典の全部又は一部を予告なく変更することがあります。

一 自然の家の情報案内

自然の家主催事業の開催情報などを自然の家ホームページ掲載と同時にお知らせします。

季節ごとの活動可能なエリア及び活動プログラムを不定期的に案内します。

- 二 那須甲子地区周辺の情報案内
那須甲子地区周辺の情報などを不定期的に案内します。
- 三 自然の家オリジナルグッズの贈呈

(更手続き)

第7条 会員は、自然の家から毎年2月中旬に更新のご案内を送付しますので、手順に沿って手続きを進めてください。

(変更手続き)

第8条 会員は、自然の家に届け出た氏名等に変更が生じた場合、速やかに自然の家に電子メールで届け出るものとします。

2 会員は、前項の届出をしないことにより、各種御案内等の延着又は未着となっても、自然の家に異議を述べることはできないものとします。

(退会)

第9条 会員は、会員期間の途中でクラブを退会しようとするときは、自然の家に電子メールで届けるものとします。

2 会員は、会員期間の末日までに第7条の手続きを行わなかった場合は、会員期間の末日を以て退会したものとします。

(会員資格の喪失)

第10条 自然の家は、会員が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、これを取り消すことができます。なお、これにより会員又は第三者に損害が発生したとしても、自然の家は一切責任を負いません。

- 一 入会時、更新時又は変更時に虚偽の申告があった場合
- 二 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行った場合
- 三 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第4条に定める行為を行った場合
- 四 他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行った場合
- 五 本規約に違反した場合
- 六 社会通念上、著しく品位を欠く行為を行った場合
- 七 その他、会員としてふさわしくないと所長が認めた場合

(アンケートへの協力)

第11条 自然の家の事業の改善を目的として行うアンケートにご協力をいただく場合があります。

(クラブの改廃)

第12条 自然の家は、会員の下承を得ることなく、クラブを改廃することができます。この場合、会員は、損害賠償の請求をすることはできません。

(個人情報の取り扱い)

第13条 会員が入会申込時，更新手続時，変更手続時及び退会時に届け出た個人情報は，「独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」等に基づき適切に管理し，クラブの運営に関する事務のみに使用し，法令等に定める場合を除いて第三者に開示しません。

(規約の変更)

第14条 自然の家は，本規約の内容を，会員の了承を得ることなく，随時変更することができ，会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

2 本規約の変更に関する自然の家から会員に対する周知は，自然の家が別途定める場合を除き，自然の家のホームページでの公表をもって行い，ホームページ上に掲載された時点から，変更後の内容がその効力を生ずるものとします。

附則

1 この規約は，令和3年1月1日から施行します。

2 平成28年8月2日制定の独立行政法人国立青少年教育振興機構国立那須甲子青少年自然の家なすかし友の会規約は，これを廃止します。

[参考]

○独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（抜粋）

(禁止事項)

第4条 施設においては，次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持し，又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- 二 特定の宗教を支持し，又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- 三 専ら営利を目的とする活動